

島根県におけるため池対策の実施方針（概要版）

令和元年10月3日
農林水産部農地整備課

1. 背景

○新たな選定基準により、本年5月に県内の防災重点ため池を再選定した結果、防災重点ため池が236箇所から1,305箇所と大幅に増加したことを受け、今後の対策を進めるための実施方針を策定。

2. 対策の進め方

○概要

すべての防災重点ため池を対象として今後の対策を「早急を実施する対策」と「優先度を付けて実施する対策」に区分。

区分	主な対策
早急を実施する対策	ため池マップ作成・公表
	ハザードマップ作成・周知
優先度を付けて実施する対策	耐震・豪雨調査
	改修（全面・部分）
	統合・廃止

○対策の優先度（別紙参照）

下流への影響度とため池の健全度を総合的に評価（A～Cの3段階で評価）

- ・影響度：決壊した場合の下流の家屋や公共施設への影響を評価
- ・健全度：洪水吐の流下能力、堤体の耐震性、ため池の老朽度等を評価

3. 今後の対応

- 「早急を実施する対策」については、令和2年度を目途に実施。
- 「優先度を付けて実施する対策」については、優先度Aのため池は概ね3年以内、優先度Bのため池は概ね6年以内を目途に実施する計画。

防災重点ため池の対策優先度

1. 影響度の考え方

決壊した場合の下流への影響について、下記項目で評価

- 1) 防災重点ため池の選定区分（新たな選定基準）
 - ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 - ②ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000t以上のもの
 - ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000t以上のもの
 - ④上記以外で、県及び市町村等が特に必要と認めるもの
- 2) 浸水区域内の公共施設（学校、病院、公民館等）の有無
- 3) ため池の貯水量

2. 健全度の考え方

ため池の健全度について、下記項目で評価

- 1) 洪水吐の流下能力
- 2) 堤体の耐震性
- 3) ため池の老朽度

3. 優先度の考え方

○優先度評価：影響度と健全度を総合的に評価し、3段階に分類し対策を講じる

【対策優先度判定表】

	健全度	
	低	高
高 影響度	優先度 A	優先度 B
低		優先度 C

- 優先度 A：影響度「中～高」、健全度「低～中」（75箇所）
- 優先度 B：影響度「低～高」、健全度「低～中」（54箇所）
- 優先度 C：影響度「低～高」、健全度「高」（1,176箇所）

※箇所数は現時点での数字であり、今後の調査（豪雨・耐震等）結果や改修、統合・廃止の状況により順次見直す。